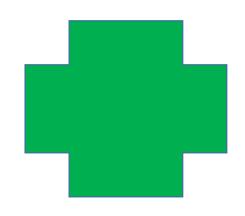
# 令和3年度 全国安全週間実施要綱説明



令和3年6月



新居浜労働基準監督署

# 期間 7月1日から7月7日まで 準備期間 6月1日から6月30日まで

主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

# 実施者 各事業場

#### 事業主及び労働者の皆様へ

# 要注意 勞働災害急增中!!

#### ~労災事故にあわないために、意識をカエル!行動をカエル!~

新居浜労働基準監督署管内の労働災害(休業4日以上の死傷者数)は、平成 30 年の 387 人から、令和元年は 421 人、令和2年は 476 人と大幅に増加しています。

中でも、以下の事故が多発しています。労使一体となって事故防止に取り組みましょう。

- ①通路や階段、作業場所での転倒
- ②高所からの墜落・転落
- ③機械へのはさまれや巻き込まれ
- ④腰痛など無理な動作や体への負担によるもの

また、業種別では、特に多発する顕著な事故があります

(食料品製造業

はさまれや巻き込まれ

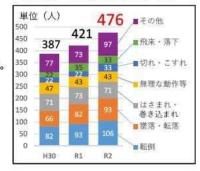
●建設業、運輸交通業 **墜落・転落** 

●保健衛生業 転倒 無理な動作(腰痛等)

●保健衛生業 **平広街、**飛

高年齢労働者による労働災害も顕著です。

労働災害の型別年間死傷者数の推移



労働災害は、日常の作業の中で動作や意識を少しだけカエル事で防ぐことができます。一人ひとりの意識と行動変容をお願いします。

#### 即実践!事故にあわないための4つのポイント!

- ◎「ながら作業」はやめましょう。行動中は集中力を切らさずに!
- ◎ 動いている機械は凶器です。点検・修理は機械を必ず止めて!
- ◎ 職場にはさまざまな危険が潜んでいます。危険予知をしっかりと!
- ◎ 「急ぐ」、「あわてる」は危険信号です。

急ぐときほど「ゆったり動作」を意識しましょう!



新居浜労働基準監督署 R3.6

現在 新居浜労働基準監督署管内で 労働災害急増中!!

# 新居浜労働基準監督署管內 休業4日以上労働災害発生状況(業種別)

# 平成30年

全産業387件 製造業147件 建設業44件 道路貨物運送業46件 商業50件 保健衛生業41件

# 令和元年

全産業421件 製造業151件 建設業60件 道路貨物運送業42件 商業38件 保健衛生業44件

# 令和2年

全産業476件 製造業190件 建設業62件 道路貨物運送業43件 商業57件 保健衛生業58件

# 新居浜労働基準監督署管内 休業4日以上労働災害発生状況(令和2年型別)

全産業476件中

- ①転倒106件
  - ②墜落・転落93件
    - ③はさまれ・巻き込まれ71件
      - ④動作の反動・無理な動作(腰痛など)43件









# 新居浜労働基準監督署管内の 休業4日以上労働災害発生状況 (今和2年業種別・型別)



# **製造業** 190件中



①はさまれ・巻き込まれ51件 ②転倒39件 ③墜落・転落27件

建設業 62件中





道路貨物運送業 43件中

①墜落・転落17件 ②転倒5件 ②動作の反動・無理な動作5件



**商業** 57件中

①転倒16件 ②墜落・転落7件 ③はさまれ・巻き込まれ6件



保健衛生業 58件中

①動作の反動・無理な動作23件 ②転倒21件 ③墜落・転落5件

# 新居浜労働基準監督署管内にて近年多発する 「4つの事故の型」

- ①通路や階段、作業場所での転倒
  - ②高所からの墜落・転落
    - ③機械によるはさまれ・巻き込まれ
      - 4腰痛など無理な動作や体への負担によるもの









これらの発生防止に重点的に取り組む必要があります

#### STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。「STOP!転倒 (13.5.1)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時に チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、 職場環境の改善を図ってください。

#### 転倒災害の特徴

#### 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は 約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

#### 特徴2 特に高年齢者で多く発生!

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では 55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

#### 特徴4 冬季に多く発生!

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。

#### 転倒災害の主な原因

「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告

1か月未満

(約4割)

#### ▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?





- ・休か消りですい系材である
- ・床に水や油が飛散している。・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。
- 路面等が凍結している。



・床の凹凸や段差がある。

・床に荷物や商品などが放置 されている。

# 〈主な原因〉

1か月以上

(約6割)

・大きな荷物を抱えるなど、 足元が見えない状態で作業 している。

#### 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

| 4 S (整理·整頓·清掃·清潔)   | 転倒しにくい作業方法  | その他の対策   |
|---|---|--|
| <ul><li>・歩行場所に物を放置しない</li><li>・床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く</li><li>・床面の凹凸、段差などの解消</li></ul> | ・時間に余裕を持って行動<br>・滑りやすい場所では小さな<br>歩幅で歩行<br>・足元が見えにくい状態で作<br>業しない | ・移動や作業に適した靴の利用<br>・職場の危険マップの作成による危険情報の共有<br>・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 |
| 詳しくは、厚生労働省ホー  | ムページをご覧ください!  | STOP! 転倒 檢索  |

まずは **転倒災害防止対策** について

> 最も多い労働災害 高年齢者で多く発生 休業1か月以上が約6割 (骨折など)

# 主な原因

滑り つまづき 踏み外し

# 対策のポイント

4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 作業方法の改善 滑りにくい作業靴 危険マップ作成 ステッカーなどの「見える化」

#### あなたの職場は大丈夫?

#### 転倒の危険をチェックしてみましょう

| 転倒災害防止のためのチェックシート |  |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|--|
| チェック項目            |  |  |  |  |
| 1                 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか                                     |  |  |  |
| 2                 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、<br>その都度取り除いていますか                   |  |  |  |
| 3                 | 安全に移動できるように十分な明るさ (照度) が<br>確保されていますか                    |  |  |  |
| 4                 | 転倒を予防するための教育を行っていますか                                     |  |  |  |
| 5                 | 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ<br>ちょうど良いサイズのものを選んでいますか           |  |  |  |
| 6                 | ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい<br>場所の危険マップを作成し、周知していますか            |  |  |  |
| 7                 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識など<br>で注意喚起していますか                    |  |  |  |
| 8                 | ながらスマホやポケットに手を入れたまま<br>歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁<br>止していますか |  |  |  |
| 9                 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を<br>取り入れていますか                         |  |  |  |

#### チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう! 次頁の「見える化」も効果的です!!

- 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷,油,粉類などは放置せず, その都度取り除いていますか
- 3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度) が確保されていますか
- 4 転倒を予防するための教育を行っていますか
- 5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、 かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
- 6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場 所の危険マップを作成し、周知していますか
- 7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか
- 8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩く こと,手すりを持たない階段の昇降などを禁止し ていますか
- 9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り 入れていますか

#### まずは、職場内で情報共有

### 転倒危険場所を見える化しましょう!

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。 危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう!

※下のステッカーは、「STOP!転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

-- 切り取り線 -----



転倒危険場所を見える化しましょう!

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し, 労働者への共有を図ることが大切です。

危険場所に**ステッカーの掲示**を行うなど, **転倒の危険を見える化しましょう!**  第三次産業の事業者の皆さまへ

### 安全で安心な職場をつくりましょう

小売業・社会福祉施設・飲食店をはじめとする第三次産業では、多くのパート、 アルバイト、派遣労働者などが働いています。

安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客や利用者 に対するサービスの向上にもつながります。そのため、トップと従業員全員が 積極的に安全活動に取り組むことが重要です。

# < 職場の安全について、再点検してみましょう> チェック項目 1 職場内で「4 S活動」を実施していますか?

|   | チェック項目                   | M | ページ  |
|---|--------------------------|---|------|
| 1 | 職場内で「4S活動」を実施していますか?     |   | 1    |
| 2 | 職場内で「KY活動」を実施していますか?     |   | > 2  |
| 3 | 危険の「見える化」を実施していますか?      |   | J    |
| 4 | 従業員への安全教育・研修は行っていますか?    |   | 1,   |
| 5 | 朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか?   |   | 1,   |
| 6 | 事業場のトップが安全パトロールを行っていますか? |   | ι.   |
| 7 | 安全推進者を選任していますか?          |   | 54   |
|   |                          |   | - 11 |

#### <職場での労働災害防止対策とその効果>



(\*) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2016.2

# 第三次産業の事業者の皆さまへ

<職場の安全について、再点検してみましょう>

- 1 職場内で「4S活動」を実施していますか?
- 2 職場内で「KY(危険予知)活動」を実施していますか?
- 3 危険の「見える化」を実施していますか?
- 4 従業員への安全教育・研修は行っていますか?
- 5 朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか?
- 6 事業場のトップが安全パトロールを行っていますか?
- 7 安全推進者を選任していますか?

<職場での労働災害防止対策とその効果>

「効率的な運用・管理|

整理整頓による荷物の運搬や積み替え作業の効

率化につながります

「サービスレベルの向上|

顧客・利用者の安全・快適さの向上につながり ます

「他法令の遵守」

食品衛生法など、他法令上の遵守にもつながり ます

# 従業員全員への教育、安全意識の啓発を行いましょう

- ・「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作 方法」などを共有する
- ・安全意識の啓発 「どんな災害が起こっているか」(災害事例) 「災害が起こるとどうなるか」(KY活動など)
- ・「どうしたら災害は防げるか」正しい作業手順マニュアルなど を周知する安全教育・研修が必要
- ・初めて職場に就いた従業員に対し、必ず雇入れ時教育を行う

### 労働災害やヒヤリ・ハット事例の情報共有

- ・災害事例やヒヤリ・ハットを収集する。
- ・「職場のあんぜんサイト」からも入手可能
- ・「ヒヤリ」とした,「ハット」した体験など,従業員が感じた職場 の危険について,労使全員参加で「ヒヤリ・ハット事例」を収集する

## トップが率先して行動する

- ・事業者や経営首脳などのトップが, 自ら労働災害防止に対する姿勢を明確 にし,安全衛生の基本方針を策定し, 従業員全員に表明する
- ・トップが率先して直接現場に出向き, 「トップの安全パトロール」を行うな どにより,従業員全体の安全意識を向 上させる

安全活動の旗振り役である「安全推進者」を選任し、配置する

### <安全推進者の職務>

- ・職場環境、作業方法の改善に関すること
- ・安全意識の啓発、安全教育に関すること
- ・関係行政機関への安全についての各種報告、届出など

#### 社会福祉施設を運営する事業主の皆さまへ

# 介護・看護作業による 腰痛を予防しましょう

休業4日以上の職業性疾病のうち、職場での腰痛は6割を占める労働災害となっています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成25年6月に「職場における腰痛予防対策指針」を 改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介助方法などを加えました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、介護・看護作業での腰痛防止の具 体的な対策をまとめたものです。皆さまの施設での腰痛予防にお役立てください。

#### ■ 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導 入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる 要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業 のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手 法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画 (Plan)」を立て、それを「実施 (Do)」し、実施結果を「評価 (Check)」し、「見直し・改善 (Act)」するという一連のサイクル (PDCAサイクル) により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 腰痛予防対策

### ■省力化

リフトなどの使用

# ■作業姿勢,動作

前屈,中腰,ひねりなど不自然な姿勢の低減

## ■作業の実施体制

作業人数,作業内容,作業時間,自動化の状況,福祉用具の割り当ての管理

## ■作業標準の策定

作業姿勢、動作、手順、時間などについて策定。作業内容に応じて定期的に見直す。

# ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜休憩して姿勢を変える。

夜勤や交代制など不規則勤務では昼間の作業 量を下回るようにする

## ■靴、服装など

足に合った作業靴、動きやすい着心地の良い 作業服

### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした体操の実施

# 雇用主の

# はしごや脚立からの

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用 する場合が多いのではないでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な 災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイントはしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、 想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P.2營服

床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台などの使用を検討しましょう。

ボイント はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても 墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

統計資料 「はしご等」に関する災害 (死傷および死亡)







厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署

はしご・脚立は、ごく身近な用具で すが、使い方を誤ると、墜落・転落 により骨折・死亡などの重篤な災害 につながります。

#### 典型的な災害発生原因(墜落・

出典:職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

#### はしご

#### 脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

#### No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り 出して作業したところ、バ ランスを崩して墜落した。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りよう

としたところ、はしご脚部下端

の滑り止めが剥がれており、

はしごが滑ってそのまま

ワンポイント対策例

はしごの上端または下

また、滑り止め箇所の

点検を怠らない。

端をしっかり固定す

墜落した。

#### ワンポイント対策例

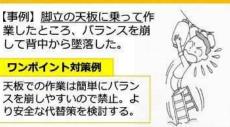
はしごでの作業を選択 する前により安全な代 替策を検討する。



#### ワンポイント対策例

して背中から墜落した。

天板での作業は簡単にバラン スを崩しやすいので禁止。よ り安全な代替策を検討する。



#### No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで 乗った状態で蛍光灯の交 換作業をしていたとこ ろ、バランスを崩し階段 に墜落した。



#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全 な作業方法を考えること。 なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランス

が崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。 脚立の片側を使って作業すると、3点支持(※) がとりやすい。

#### No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡 れていたため、足元が 滑って墜落した。 (耐滑性の低い靴を使用)



#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。 耐滑性の高い靴(と手袋)を使用する。

#### No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持っ て脚立を降りようとした ところ、足元がよろけて 背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降 時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により 身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける 場合も、両足と併せて3点支持になる。

# はしごの災害事例

・はしごの上でバランスを崩す

墜落・転落防止対策

- はしごが転位する
- ・はしごの昇降時に手足が滑る

### 脚立の災害事例

- ・脚立の天端に乗りバランスを崩す
- ・脚立にまたがってバランスを崩す
- ・荷物を持ちながらバランスを崩す

### はしごや脚立を使う前に、まず検討!

#### 以下の2点について検討してみましょう

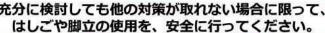
- □ はしごや脚立の使用自体を避けられないですか?
- □ 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー (移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚 立、高所作業車などに変更できないですか? (※)







充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、





出典・「シリーズ・ここが無ない

(ストラップ式の 摩落防止器具)

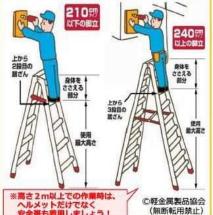
「庾き出し60センチ、75" 立てかけ ヨシー」

#### 移動はしご(安衛則第527条)

- - 材料は著しい損傷、腐食等がない
  - 幅は30㎝以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止

- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、 折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面 積を有する

### 脚立の安全使用のポイント



#### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

- 丈夫な構造

- するための必要な措置

- ための金具等を備える

## 検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか?
- ローリングタワー(移動式足場),可搬式作業台,手す り付き脚立、高所作業車などに変更できないですか?

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って, はしごや脚立の使用を安全に行ってください。

# 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合,別の人が下で支えているか)
- 足元に滑り止め(転位防止措置)をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突き出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か

# 脚立の安全使用のポイント

上から2段目以下の踏面に両足を乗せ、ひざの前面で天端を軽 く押しながら立ち作業を行ってください。

## 手足の3点支持を意識する

両手両足の4つのうち、常に手足合わせての3点以上が物に対 して力を加えている状態を保持してください。

#### 陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

# 荷役作業の安全確保が急務です!

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。 新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、 一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう!

#### 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向





# 半数が休業1か月以上 荷役作業中の墜落(転落)など、 重篤な災害が多く発生しています。 休業見込み日数(令和2年12月速報)

### フ割が荷役作業で発生 毎年約10,000件の災害が 荷役作業場所で発生しています。 災害発生場所(H28) その他 13% 自社事業場 荷役作業場所 71%

### 災害防止のためには、 荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です!

- ⇒安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認
  - **貸**厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署
  - **他 陸上貨物運送事業労働災害防止協会**

# トラック等の荷役作業時における 労働災害防止対策

陸上貨物運送事業の労働災害のうち 約7割が荷役作業で発生

荷主、配送先、元請事業者等の皆様の ご協力・取組が不可欠です

#### 荷役作業の安全対策重点ポイント

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



#### ●貴社の荷役場所を安全な状態に

- ・荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保すること
- 十分な明るさで作業すること
- ・着時刻の分散など混雑緩和の工夫を行うこと
- ·荷や資機材の整理整頓を図ること
- 風や雨が当たらない場所で作業すること

#### 2墜落、転倒、腰痛等の対策

- ・墜落や転落を防ぐ対策を図ること
- (手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- ・つまずきやすい、滑りやすい場所の対策を図ること
- (床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- ・人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用すること

#### 6 陸運事業者との連絡・調整

- ・荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知すること
- ·荷役作業の書面契約を行うこと
- ・配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にすること
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定すること

#### **見場で取り組まれている好事例**

「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)









#### 態場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



#### 長時間労働の解消等のためには、

#### 荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主 の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷 主名」及び「事案の概要」が公表されます。

※詳細は国土交通省リーフレットを参照











**⇒通労運転防止義務違反** ⇒服高速度違反を招く

#### 荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、チェックリストをご活用ください

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。 荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、 ①作業場所の改善、②作業者への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

| 作業                    | チェック項目                              | 対応  | 解説  |  |
|-----------------------|-------------------------------------|-----|---|--|
| 荷役作業の契約に当<br>たって      | 荷の積卸し作業(荷役作業)は                      |     | ・ 荷主等と運送業者との間で、あらか<br>じめ役割分担を明確にしておくことは<br>送引 男舎の発送)。<br>・ 荷主から、運送業者に、運送業者か<br>らドライバー等に切し、安全作業連絡<br>電(裏面参照)を活用し、荷役作業に移<br>する情報が伝達されていること。 |  |
|                       | ①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか           |     |   |  |
|                       | ②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達され<br>ているか  |     |   |  |
|                       | ③複数人での作業の場合、作業指揮者の下で作業をしているか        |     |   |  |
|                       | 荷の積卸し作業に                            | 311 | ・使用する機械、用具等は、検査、点<br>検等により異常がないものとすること  |  |
| 荷役作業に用いる機<br>械、用具について | ①フォークリフト、クレーンは有資格者が作業してしているか        | 2   |   |  |
|                       | ②ロールボックスパレット(かご車)、台車に不具合はないか        |     |   |  |
|                       | 荷の積卸し作業を行う場所は                       |     | ・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。   |  |
|                       | ①通行人が作業場所に立ち入ることはないか                |     | ・照度や通気・換気に配慮すること。   |  |
| 荷役作業を行う場所について(その1:基本的 | ②作業に必要十分な広さか                        |     |   |  |
| 事項(転倒防止の対策を含む。))      | ③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか        |     |   |  |
|                       | ④作業環境は適切か(適切な照度の保持、防風雨)             |     |   |  |
|                       | ⑤死角部分が無いか                           |     |   |  |
|                       | トラックの荷台からの墜落防止のために                  |     | ・トラック荷台からの墜落災害が多く<br>生していることから、できるだけこれら<br>の項目にあげたような対策を講じるこ<br>とが望まれる。   |  |
| 荷役作業を行う場所に            | ①荷台との段差のないブラットフォームがあるか              |     |   |  |
| ついて(その2:特に墜落防止のための設備対 | ②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか            |     |   |  |
| 策)                    | ③墜落制止用器具(安全帯)の取付設備はあるか              |     |   |  |
|                       | ④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか        |     |   |  |
|                       | 荷の積卸し作業を行う者は                        | 44  | ・保護帽は墜落・転落防止用のもの・作業場所に合せて、耐清性(すべり<br>防止)、屈曲性(しなやかで運動性が<br>高い)のある安全靴   |  |
| 作業夫の取材について            | ①保護帽を着用しているか                        |     |   |  |
| 作業者の服装について            | ②安全靴を着用しているか                        |     |   |  |
|                       | ③手袋を着用しているか                         |     |   |  |
|                       | (何台への昇降時に) かすとき                     |     | <ul><li>・三点確保: 手足の4点のどれかを<br/>かすときに残り3点で確保すること。</li></ul>   |  |
| 荷台への昇降方法につ<br>いて      | ①昇降設備(手すり付き)を用いているか                 |     |   |  |
|                       | ②三点確保を実行しているか                       |     |   |  |
|                       | 荷台での作業時に                            |     | ・陸運事業者のドライバーの不適切が<br>作業については、現場の荷役作業担   |  |
|                       | ①不安定な荷の上を移動していないか                   |     | 当者等による指導を徹底すること。  |  |
|                       | ②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行って<br>いないか | S   |   |  |
| 荷台での作業方法について          | ③適切な墜落制止用器具(安全帯)を使用しているか            |     |   |  |
|                       | ④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか          |     |   |  |
|                       | ⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか               | 3   |   |  |
|                       | ⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれないか          |     |   |  |

# 荷役場所における 安全対策

- ・十分な広さ
- ・十分な明るさ
- ・床の凹凸の解消
- ・荷台との段差のな いプラットフォーム の設置
- ・荷台の外側に仮設 の作業床を設置
- ・墜落制止用器具 (安全帯) の取付設
- ・荷台への昇隆設備

荷主等と運送事業者 との相互点検,連 絡・調整をお願いし ます

2021.1

#### 安全作業連絡書(例) 地 積込作業月日 月 日( 取卸作業月日 月 日( 積込開始時刻 時 分 取卸開始時刻 時 分 積込終了時刻 取卸終了時刻 時 分 時 1.屋内 2.屋外 1. 屋内 2. 屋外 積込場所 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 取卸場所 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他( 3. その他( 묢 (危険・有害性) 有 · 無 ( 総重量 kg/個) 1. パラ 2. パレタイズ 3. その他( 積 1. 荷主側 2. 運送業者側 1. 荷主側 2. 運送業者側 作業の分担 作業の分担 3. 荷主 運送業者共同 3. 荷主•運送業者共同 作業者数 名 作業者数 名 作業 有・無 1. フォークリフト 有・無 1. フォークリフト 使用荷役機械 使用荷役機械 2. その他( 2. その他(

1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業

4. その他(



免許資格等

1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業

4. その他(

その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと

免許資格等



荷主等と運送事業者 との間で取り交わす こととしてください

本パンフレットや取組事例集は 各HPからダウンロード可能です